

平成22年10月25日

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

鳥取自動車道で初めて特殊車両の指導取締を実施します ～道路の安全利用を目指して！～

10月27日（水）に、鳥取市服部地内、鳥取自動車道の鳥取インターチェンジにおいて、特殊車両の通行に係る道路構造の保全、交通の危険防止を図るため、鳥取県警察本部高速道路交通警察隊の協力のもと特殊車両の指導取締を実施します。

なお、鳥取自動車道では、今回初めて特殊車両指導取締を実施します。

○日 時 : **平成22年10月27日（水）14:00～16:00**
※雨天等で取締困難な場合は、翌日14時からに順延します。

○実施場所 : 鳥取自動車道 鳥取インターチェンジチェーン着脱場（上り）
（鳥取市服部地内）

○協 力 : 鳥取県警察本部高速道路交通警察隊

○目 的 : 大型トレーラ等の特殊車両は、重量が重く寸法も大きいため橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼすほか、事故が起きた時には重大事故につながりやすく社会経済活動に大きな影響を与えます。
このため、特殊車両の通行には道路管理者の許可が必要となっており、許可の有無、許可条件違反について、指導取締を実施します。
なお、鳥取自動車道は簡易分離帯の設置により、幅3.00mの制限を設けています。

○留意事項 : **取締予定の報道解禁は、取締日の16時**とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
当日は取材は可能です。

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL 0857-22-8435（代表）

副所長（道路） かくだ しんいち 角田 真一

【管理担当】 道路管理第一課長 たちめ けんたろう 立目 憲太郎

【広報担当】 調査設計課長 ひめむら こうぞう 姫村 幸造

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

位置図



取材の方は、チェーン着脱場へ
進入し、奥のスペースに駐車し
てください。

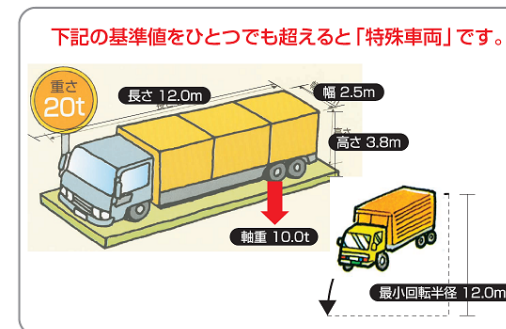
大型トレーラなどの「特殊車両」の通行には、道路管理者の許可が必要です。

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

特殊車両通行許可制度とは？

大型トレーラーなどの「特殊車両」は、大型貨物や大量の貨物を輸送するために必要な車で、私たちの暮らしに大変役立っています。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないように、通行には、道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で定められています。（道路法第47条の2第1項）



申請手続について

「特殊車両」を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

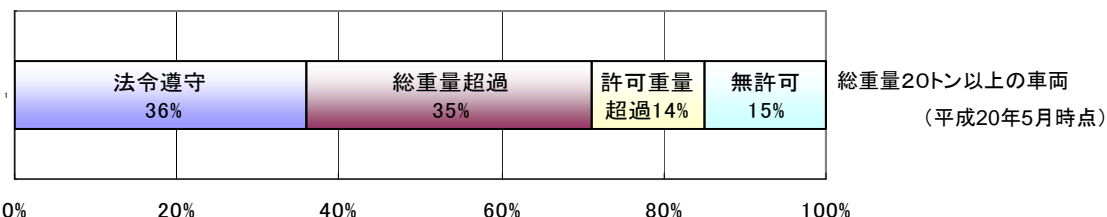
申請を受け付けた道路管理者は、「特殊車両」の通行の可否について審査を行います。

通行可能と判断された場合は、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備え付けが必要です。

無視できないルール違反

半数以上の大型車がルールを守っていません。



ルール違反車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。このルール違反の車両が、非常に大きな比率を占めている状況にあり、道路や橋に与える影響は多大です。特に、重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。



橋の裏面の様子(床版)



舗装のわだち掘れ



舗装のひび割れ